



## 都市公園の現状

現在の都市公園とは、いったい何を指しているのだろうか。

都市公園法には、都市計画で定められた施設が都市公園であると記されていて、自然公園や国立・国定公園とは区別されている。都市に対する効用をまっとうするための施設がある場所が都市公園と

定義され、私たちが考えるような「利用者のため」だけではなく、「都市全体のため」の場として、整えられてきた。

だからこそ、行政は数次にも及ぶ都市公園等整備五箇年計画を立て、「二人当たり公園面積」を指標としてきた。公園数や面積が抛り

所であったために、狭小の児童公園（1993年の都市公園法の改正によって、街区公園へと改称）

が数多く誕生することになる。

左表の上を見ると、こんなにも都市の中に公園があるのかとびっくりするほどだ。街区公園は標準面積を0.1〜0.25haとし、250m（歩いて5分程度）を半径とする円の中に1カ所ずつ設けられている。

街区公園は距離的にも一番身近な小公園だが、現在の主な利用者は、乳幼児を抱えたお母さんや

緩衝緑地等			
緩衝緑地	都市緑地	緑道	国営公園
<p>大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、</p> <p>公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について</p> <p>公害、災害の状況に応じ配置する。</p>	<p>主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、</p> <p>0.1ha以上</p>	<p>災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、</p> <p>近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、</p> <p>公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。</p> <p>注) 近隣住区幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位</p>	<p>主として一都府県以上の広域的な公共的用途として大規模な公園</p> <p>おおむね300ha以上</p> <p>国家的な記念事業等として設置するものには、その設置目的を有するよう配置する。</p>

タイアした高齢者。かつて児童公園と呼ばれていた時代から、狭さと無味乾燥な趣から「人のいない公園」というあまりうれしくない

評価を受けていた。こうした公園は、持続的な環境をつくっていくという時代の趨勢から見ると、「都市全体の立場」からも、「利用者

者の立場」からも、決定的に欠けているものがあるのではないか。都市計画の上で、こうした街区公園をたくさんつくって「一人当た

りの公園面積」を稼ぐ時代が過ぎつつあるのは、数字上のノルマに振り回される愚かさやと気づき始めたからに他ならない。

しかし街区公園を防災公園としてみれば、地元消防団の防災用品を置いておく小屋を設置したり、小さなコミュニティ単位で管理できる気安さもあり、存在価値を再発見する努力をしてもいいような気がする。

問題とすべきは、街区公園で面積を稼ぐだけで、上田篤さんが言うところの「中自然」を感じさせざる規模の都市公園をおろそかにし

てきたことにあるのではないか。

## 水の東京

日本には、庶民が昔から楽しんできた公園があった。太政官布達では「これまでの群集遊覧の場所」を公園として制定すると宣言しており、これに則って指定された浅草公園、上野公園、芝公園など神社地は、そうした公園の大規模なものであつたらう。興味深いのは、こうした太政官布達を受けた東京府の側は「庶民遊興の場合は、公園というよりも花園、または遊園のほうがピッタリくる」と述べていることである。当時は、公園という翻訳語から、西洋的できどった雰囲気を感じ取っていたからなのだろうか。

では江戸時代の庶民は、どんな場所を身近なオープンスペースとして使っていたのだろうか。

こうした風景を想像させるのが、1836年（天保7）に出版された『江戸名所図会』だ。これを見ると名所といわれる場所の多くに、

都 市		都 市 公 園											記載以外の公園面積単位 (ha)		
		公園総数		住区基幹公園				都市基幹公園				その他の都市公園		1人当たり 都市公園面積 (m <sup>2</sup> )	
				街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園					運動公園
公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積		
札幌市	2 573	2 009.65	2 261	297.93	141	237.68	24	129.88	10	451.97	4	53.61	133	838.60	10.75
仙台市	1 480	1 230.37	1 266	154.50	49	94.64	9	70.43	4	84.65	1	21.02	151	805.13	12.34
さいたま市	704	522.33	627	79.83	24	44.43	2	8.89	8	45.46	5	87.30	38	256.42	4.92
千葉市	894	807.01	740	120.96	60	94.60	8	37.85	5	215.50	2	49.52	79	288.58	8.78
東京都区部	3 590	2 425.65	2 963	506.62	102	190.68	20	106.04	42	549.39	26	247.89	437	825.03	2.88
川崎市	931	488.50	791	101.23	27	46.34	6	27.27	4	154.83	1	72.09	102	86.74	3.74
横浜市	2 486	1 621.65	2 166	364.46	180	302.77	43	189.86	12	228.09	7	142.53	78	393.94	4.55
名古屋市	1 342	1 490.03	1 130	251.51	92	153.75	25	136.60	7	208.41	4	70.97	84	668.79	6.77
京都市	788	603.85	703	102.13	31	53.26	7	38.60	5	73.19	9	74.28	33	262.40	4.14
大阪市	955	921.78	830	209.94	69	98.58	27	110.80	6	86.73	1	65.71	22	350.03	3.51
神戸市	1 502	2 501.00	1 201	230.14	119	235.35	27	161.69	12	473.29	1	55.89	142	1 344.63	16.46
広島市	1 083	893.74	937	161.81	46	98.11	12	60.66	7	163.18	5	104.45	76	305.53	7.82
北九州市	1 580	1 099.92	1 372	194.46	64	103.51	11	60.81	5	69.96	5	63.46	123	607.72	11.05
福岡市	1 523	1 210.70	1 222	163.87	67	111.72	8	39.10	8	229.69	6	87.97	212	587.35	8.69

(横浜市都市経営局, 2004)

(国土交通省HPより作図)

利用者 と 目的	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	レクリエーション都市	特殊公園
	誘致距離 範囲	250m	近隣住区当たり 500m	1 km	都市住民全般 休息、観賞、散歩 遊戯、運動等総合 的な利用	都市住民全般 主として運動の利用	主として一の市町 村の区域を超える 広域のレクリエー ション需要を充足	大都市その他の都 市圏域から発生す る多様な選択性 に富んだ広域レク リエーション需要 を充足することを 目的とし、 総合的な都市計画 に基づき、 自然環境の良好な 地域を主体に、 大規模な公園を核 として各種のレク リエーション施設 が配置される一団 の地域であり、 大都市圏その他の 都市圏域から容易 に到達可能な場所 に
配置1箇所 当たりの 標準面積	0.25ha	2 ha	4 ha	都市規模に応じ 10~50ha	都市規模に応じ 15~75ha	地方生活圏等広域 的なブロック単位 ごとに50ha以上	全体規模1000ha を標準として配置 する。	
		注) 近隣住区 幹線街路等に囲まれた おおむね1km四方(面積 100ha)の居住単位	都市計画区域外の 一定の町村における 特定地区公園 (カントリーパーク) は、面積4ha以上 を標準とする。					

### 都市公園施設の分類

- 修景施設  
園路、広場、植栽、  
花壇、噴水など
- 休養施設  
休憩所、ベンチなど
- 遊戯施設  
ぶらんこ、すべり台、  
砂場など
- 運動施設  
野球場、陸上競技場、  
水泳プールなど
- 教養施設  
植物園、動物園、  
野外劇場など
- 便益施設  
売店、駐車場、  
便所など
- 管理施設  
門、さく、  
管理事務所など

上の表に載せられているのは、1956年(昭和31)に施行された都市公園法に則った公園の種類で、数次に及び公園整備等五箇年計画が定められ、種類も拡充し、整備されてきた。

ところが、このような公園整備は2004年(平成16)に大変貌を遂げることになった。いわゆる「景観緑三法」の成立だ。三法とは「景観法」「都市緑地法」「屋外広告物法」である。ここで関係するのは主に「都市緑地法」である。

それまでは都市の緑を保全し緑化を進める「都市緑地保全法」(1973年)と、「都市公園法」が並立しており、それぞれ緑化と都市公園を整備するという政策枠組みだった。ところが、景観緑三法の成立により、「都市緑地保全法」は「都市緑地法」となり、「都市公園法」は上位法と位置づけられることになったのである。これにより、再開発で生じた土地を公園として指定することが可能となり、人工地盤・屋上緑化施設も市民緑地の対象とすることができるようになった。そして、公園施設(植栽、花壇、遊具など)の設置管理を、地域住民の団体や民間企業が行なうことが可能となったのである。

法律で定めるといことは、その支援に補助を与える裏付けを得たということ。場合によっては、自分たちが払った税金の幾分かを自分たちの公益活動にあてる道が開けたことを意味している。

ただし、そうするためには、各自治体で「緑の基本計画」を定めなくてはならぬ。公園行政担当者も、これまでと比べて考え方を180度転換する必要が生じた。いかに市民の求めに応じた都市公園を整備するかが、腕の見せ所となったわけだ。

公園行政担当者も、これまでと比べて考え方を180度転換する必要が生じた。いかに市民の求めに応じた都市公園を整備するかが、腕の見せ所となったわけだ。

つまり、以前は、国の整備方針にたがって公園の数や緑地の面積を増やすのが、公園行政担当者の仕事だった。ところが景観緑三法成立以降は、住民を主人公にした緑の基本計画を策定し、緑地も都市公園も統一した住民の役に立つように計画・実行する立場に変わったのである。

ここでいう緑地とは、「植林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれに類する土地が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地がこれらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう」(都市緑地法第3条)とされており、ここには水辺も含まれている。

つまり、以前は、国の整備方針にたがって公園の数や緑地の面積を増やすのが、公園行政担当者の仕事だった。ところが景観緑三法成立以降は、住民を主人公にした緑の基本計画を策定し、緑地も都市公園も統一した住民の役に立つように計画・実行する立場に変わったのである。





水辺が描かれていることに驚かされる。やはり名所には池、川、清浄な流れ、湿地の草花・虫、海がつきものだった。

江戸っ子の幸田露伴が「水の東京」と称したような風土が、当時はまだ生きていたのである。その幸田露伴は、公園にも一家言持っていた。

1899年（明治32）に著した『一国の首都』では、彼が考える世界に誇るべき首都の姿として公園にも言及している。

「公園は都府の肺臓なり。吐故納新の機能の肺臓に存することの人身に至要なるが如く、腐を転じて鮮となす公園の靈妙なる営作の都会に對する必要は言ふまでもなし」と、公園を衛生、健康と結びつけて論じている。

ちなみに、日本最初の洋式公園である日比谷公園が開園するのは、この4年後のことだ。

### コレラと公園

公園の歴史をたどっていくと、「公園は都市の肺臓」という表現は露伴以外にもよく使われることに気づく。この言葉を最初に使ったのは明治時代・内務省衛生局長だった長与専斎だった。

1885年（明治18）東京市の市区改正委員会への文書で「人口

稠密の都府に園林及び空地を要するは、（中略）住民日常の生活、産業より生ずる大気の汚敗を更新するの路なく、有害の悪気市区に沈滞して病夭の媒を為し其浄除揮散を求むるも得可からず。是家に庭砌なく、室に窓ゆうなきに同じく、亦身体に肺臓を欠くに異ならずなり」と記した。

1884年（明治17）にも、ドイツ留学から戻ったばかりの衛生官僚、森陽外が「土地の中の水の様子には、常に気をつけて見なければなりません。（中略）土地は乾き過ぎた憂ひは少く、湿り過ぎて病を起す憂ひが多いから、湿つて居る土地を乾かすのも、衛生事業の一に算へてあります」と述べている。

これらの発言は上水道整備のきっかけとなった当時のコレラ流行が背景にある。長与専斎たちは、当時排水が悪く、衛生的に望ましいとはいえなかった神田区に公園を配置しようとした。こうした事例をもとに、近代化を進めた衛生官僚たちは乾浄の土地として公園を位置づけた、という小野良平『公園の誕生』（吉川弘文館 2003）の指摘は興味深い。

都市の衛生を確保するためには「乾いた公園」が良しとされ、水道と公園はコレラ流行をきっかけに生まれたのである。

### 潤いのある公園

とはいえ、最近の都市公園事情は、少し変わりつつあるようだ。東京都荒川区にある広域公園、都立尾久の原公園は、隅田川と荒川に隣接しており、広さは約60ha。1993年（平成5）旭電化尾久工場跡地に水辺を残して公園とした。

内部には起伏のある草地、池、流れがあり、菅原の湿地はトンボの生息地。すぐ隣りの高層マンションや近所の人たちが、大人も子どもも集まってくる。〇〇ができる、と機能を前面に押し出すのではなく、水や泥んこという根源的な要素が、かえって理屈なしで人を引き寄せるらしい。遊び方を限定されたり、押しつけられたりす



都立尾久の原公園



東京の日比谷公園

るよりも、自由度が高いことが魅力を放つ時代になったようだ。氾濫原の自然を残したような公園には、人を引きつける「中自然」の要素が満ちているのだ。

ここには、「水と緑がともにある自然」がある。まさに都市にあるオアシスである。

### 都市公園こそ、里川に

かつて、森陽外が「土地が乾きすぎた憂ひは少なく」と水辺のない公園を推奨したところとは反対に、乾きすぎを憂うのが、ヒートアイランドが問題となる今の時代だ。

下水道が完備された現在、不衛生という理由で水を排除する理由は見当らない。それなのに、今まで公園の要素として水が放つておかれたのは、都市の成長に公園がついてこれなかったからではないだろうか。人口における年齢構成が変わり、娯楽への要求も変わったことで、公園は新しい要望を満たす場として変貌を遂げようとしている。公園制度自体にも変革の兆しが見えることは、都市公園に潤いを加えるチャンスといえる。

130年間行政に任せきりにしてきた都市公園づくりだが、行政や管理者と使う側が垣根を越え、手を携えて協働する機が熟したようにも思う。本来、公とはパブリ

ックのことで、お上のことではないはずだから、みんなが知恵と要望を出し合って都市公園をカスタムメイドしたらいい。

現在、都市公園が水を取り入れることを危惧するとすれば、水を過度に危険視する風潮に、その原因がある。

しかし、その風潮をつくったのは他でもない利用者である私たちだ。ことあるごとに管理者に責任を押しつけてきたことが、管理者

をもう一步踏み出せない状況に追いやっている。管理者の責任を問うことと自己責任で収めることの区別をつけられる「大人としての品性」を、利用する側がそろそろ身につけなくてはいけない時期にきているのではないか。

大人だけの問題ではなく、子どもにも危険を判断する力を身につけてもらいたい。遊びの経験は、リスクマネージメントの力を育てることに役立つと木下勇さんが言うように、子どもは遊びながら自分で危険を判断する力を身につける。しかし、その育つ芽を先回りして摘んできたのも私たちである。

都市公園に水を取り入れ、柵をなくしていくためには、危険を判断する力を身につけた子どもを育てること、起こり得る事態を想定した緊急時のための設備や人のシstemをつくること、そして何より

責任の所在を明確にできる成熟した人間性を獲得することが必要である。

こうした要素を都市公園が備えたとき、そこに集う人と人のかかわり合いには、互いに信頼できる関係が築かれるだろう。都市公園が「相手が自分を知っていることをお互いにわかっているオープンな場」になったとき、そこは真の意味での公の園になる。

実はそのことは、低迷するまちづくりや失われた都市の水辺空間の回復にも応用できるはずだ。場で培われた人とのかわりが、もしかすると都市公園を里川にできるかもしれない、という希望も湧いてくる。

私たちは15号でスタートさせた里川の構想を、『里川の可能性―利水・治水・守水の共有』（2006新曜社）として一冊にまとめた。専門の研究者や市民研究員により既存の川にこだわらないさまざまな形の里川が提示されたが、都市公園もその一つに加えていいように思う。

都市公園に新たな流れをつくってもいいし、河川を都市公園化してもいい。そう考えると、都市公園こそ都市に里川をつくるのに、もっとも近い位置にあるように思えるのである。

